

■【トピックス】  
第30号です！



毎月発刊し続けて、このニュースレターもついに第30号になりました。足かけ2年半です。継続は力なりですね。

毎月のネタのために、いつも意識して生活していると意外にネタ切れになることはないものです。

続けることによって、いろいろなことに関心を持ち新しい発見を日々しています。これからも継続して発刊し続けますので応援よろしくお祈りします。皆様のご意見もお待ちしております。

■【ビジネス・アイ】  
暦年贈与（その1）

社長 「そろそろ真剣に事業承継を考えようと思うんだけど、どうかな？」

花野 「そうですね。御社の場合、後継者もしっかりされていますから、少しずつ株式を後継者へ移動しましょう」

社長 「株式の移動といっても、うちの会社の株価は結構いい値段するみたいだけど大丈夫かな」

花野 「御社の場合、会社規模からいって大会社に該当しますから類似業種比準方式によって株価を計算することができます。最近の株価低迷で類似業種による株価はかなり下がっていますので検討してみる価値はありますね」

社長 「とりあえず、うちの会社の純資産は7億円ぐらいなんだけど、その類似業種というので計算するといくらぐらいになるの」

花野 「今ですと約2億円ぐらいですね」

社長 「それだけなの？」

花野 「そうです。もう既に後継者の方も株式を保有しているので、毎年5百万円ぐらいを10年間ぐらいで贈与されてはどうですか。社長はまだまだお元気ですから残りの株式はその後に考えるとして」

社長 「その場合の税金はいくらぐらいになるの」

花野 「年間500万円の贈与で53万円の贈与税がかかります。税負担率にすると約10%です」

社長 「それなら、相続税の前払と思えば、かえって安いぐらいだね」

■【今月のキーワード】

暦年贈与

贈与税では、毎年1月1日から12月31日までの暦年に行われた贈与に贈与税を課税する制度を暦年贈与課税制度とっています。この課税制度では110万円の基礎控除を控除したあとの金額に10%から50%までの税率を累進的に適用します。贈与金額が低い場合は、低い税率が適用されるため税負担率は意外と低くなります。

ただ、相続時精算課税制度を1度でも選択すると暦年贈与課税制度には戻ることができないので注意が必要です。

■【今月の1冊】

『考える・まとめる・表現する アメリカ式主張の技術』

大庭コテイさち子 著

NTT出版

¥2200

60年代以降アメリカで採用されている教育メソッドの体系を紹介しています。

一見子供向けの教育手法のように見えますが、大人にこそ必要な論理的に考えるテクニックが満載です！

図式化して考える思考術、主張は三角形で考えるなどです。



■【編集後記】

前号でご紹介した Twitter ですが、ほぼ毎日つぶやいています。フォロアーも毎日のように増えています。今後の可能性はまだまだ分かりませんが、ブログとは比べものにならないぐらいの親近感が生じます。

『NEWS LETTER』 vol. 30（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2009.9.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>